

第53期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時30分

場所

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階
「ザ・グリーンホール」

株式会社 YU-WA Creation Holdings

証券コード：7615

目次

第53期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）3名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任 の件	11
事業報告	16
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	39

(証券コード 7615)

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日 2024年6月1日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
株式会社YU-WA Creation Holdings
代表取締役社長 服 部 雅 親

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yuwa-holdings.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第53期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。

〈当日ご出席の株主様へのお願い〉

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、当社定款に従い、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

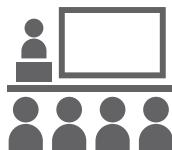
- ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト (<https://www.yuwa-holdings.co.jp/ir/>) に掲載いたします。

## 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

### 株主総会へ出席する場合



**開催日時** 2024年6月26日（水曜日）午前10時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第53期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

### 議決権行使書を郵送する場合



**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後6時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### インターネットで議決権を行使する場合



**行使期限** 2024年6月25日（火曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

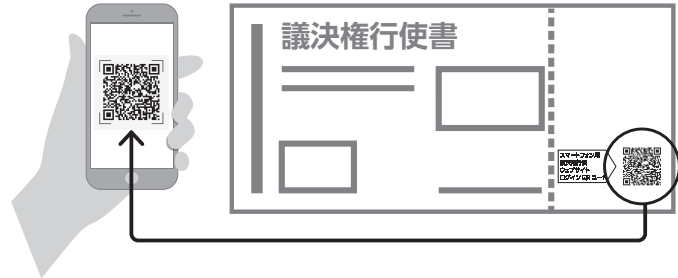
詳しくは次ページをご覧ください。

# 「スマート行使」によるご行使

## 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

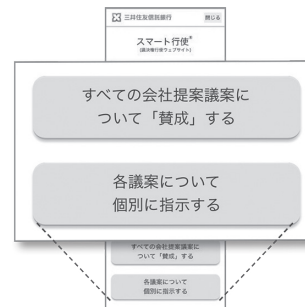
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



## 2 議決権行使ウェブサイトを開く 以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



## 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが次ページの「議決権行使ウェブサイトによるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

# 議決権行使ウェブサイトによるご行使

## 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

<https://www.web54.net>

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

●本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよく御読みください。ご不明な点は「お問い合わせ」ボタンをクリックしてください。

●当館も嬉しい場合は、Webブラウザが変更してください。

**次へすすむ**

「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

## 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

\*\*\* ログイン \*\*\*

●議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

●議決権行使コードは議決権行使書用紙裏面に記載されています。

「電子メール」により投票権行使が承認されている株主様の場合は、投票権行使メール本文に記載のとおりに入力してください。

議決権行使コード

**ログイン** **閉じる**

「ログイン」をクリック

株主番号  
議決権行使回数  
銀行種別  
ご所有株式数

お願い

議決権行使ウェブサイト  
議決権行使コード  
パスワード

株式会社 行

## 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。

\*\*\* ご自分で登録するパスワードへの変更 \*\*\*

●セキュリティ確保のため、パスワードをご自分で登録する必要があります。

●議決権行使書用紙に記載のパスワードと異なる文字を必ず入れて、使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード

ご使用になる新しいパスワード

**登録**

「パスワード」を入力

株主番号  
議決権行使回数  
銀行種別  
ご所有株式数

お願い

議決権行使ウェブサイト  
議決権行使コード  
パスワード

株式会社 行

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

## 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ※議決権行使の取扱い

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、振袖を中心とした高級呉服・宝飾等の販売を行う振袖販売の企業として創業から56年、全国に事業展開をしております。今般、グループの一体感の醸成及び原点に立ち返るという意味を込めて「株式会社京都きもの友禅ホールディングス」へ商号を変更するものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により2024年8月1日から実施するものとし、変更の効力発生後、当該附則は定款より削除するものいたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                         | 変更案                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、株式会社 <u>YU-WA Creation Holdings</u> と称し、英文では、 <u>YU-WA Creation Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。 | (商号)<br>第1条 当社は、株式会社 <u>京都きもの友禅ホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>KYOTO KIMONO YUZEN HOLDINGS Co.,Ltd.</u> と表示する。           |
| 附 則<br>第1条 (条文省略)<br><br>(新設)                                                                                | 附 則<br>第1条 (現行どおり)<br><br>(商号変更の時期)<br>第2条 第1条 (商号) の変更は、 <u>2024年8月1日に効力を発生する。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 現在の当社における地位 |    |
|-------|------------------------|-------------|----|
| 1     | はっとり まさ ちか<br>服部 雅 親   | 代表取締役社長     | 再任 |
| 2     | あさ か たつ や<br>浅 香 竜 也   | 常務取締役       | 再任 |
| 3     | はし もと かず ゆき<br>橋 本 和 之 | 常務取締役       | 再任 |



**▶ 略歴・当社における地位及び担当**

- 1982年 4月 かざん(株)入社
- 1990年 9月 (有)西日本和裁 (現 (株)プルミエール) 入社
- 1995年12月 当社入社
- 2003年 6月 営業三部長就任
- 2005年 6月 取締役営業三部長就任
- 2007年 5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任
- 2007年 6月 当社専務取締役営業本部長就任
- 2010年 6月 代表取締役専務営業本部長就任
- 2011年 5月 (株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任
- 2011年 6月 当社代表取締役社長兼営業本部長就任
- 2013年 4月 代表取締役社長就任
- 2015年 6月 代表取締役社長兼管理本部長就任
- 2017年 5月 代表取締役社長兼営業本部長就任
- 2019年 6月 代表取締役社長就任
- 2019年10月 代表取締役社長マーケティング本部長就任
- 2021年 4月 代表取締役社長就任 (現任)
- 2021年 4月 京都きもの友禅(株)取締役会長就任
- 2021年10月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任 (現任)
- 2024年 4月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長戦略本部長兼商品本部長就任 (現任)

**▶ 重要な兼職の状況**

- 京都きもの友禅(株) 代表取締役社長戦略本部長兼商品本部長
- (株)京都きもの友禅友の会 取締役

**▶ 取締役候補者とした理由**

服部雅親氏は、2011年6月に代表取締役社長に就任して以来、13年間にわたり当社グループの事業展開を推進し、貢献してまいりました。同氏の和装事業における販売および商品に関する幅広い知識、また当社における多様な経験は、当社グループの更なる成長のために必要であることから引き続き取締役候補者としていたしました。

**▶ 略歴・当社における地位及び担当**

- 2001年 4月 東京通運(株) (現 SBSロジコム(株)) 入社
- 2005年 3月 トーセイ(株)入社
- 2010年 7月 (株)曾我入社
- 2014年 6月 (株)エポックジャパン (現 (株)きずなホールディングス) 入社
- 2017年 6月 当社入社
- 2018年 4月 当社総務人事部長就任
- 2019年10月 執行役員総務人事部長就任
- 2021年10月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任 (現任)
- 2022年 4月 当社執行役員経営管理本部長兼総務人事部長就任
- 2023年 4月 執行役員管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任
- 2023年 6月 取締役管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任  
京都きもの友禅(株)取締役就任
- 2024年 4月 当社常務取締役管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長就任 (現任)  
京都きもの友禅(株)取締役新規事業本部長就任 (現任)

**▶ 重要な兼職の状況**

- 京都きもの友禅(株) 取締役新規事業本部長
- (株)京都きもの友禅友の会 取締役

**▶ 取締役候補者とした理由**

浅香竜也氏は、総務人事・法務等の業務において豊富な実績と経験、知見を有し、当社管理本部長として職責を果たし、様々な社内改革にも取り組んでまいりました。同氏の豊富な経験と知識は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、取締役候補者としていたしました。

なお、本議案が可決された場合、同氏は当社代表取締役社長就任を予定しております。

**▶ 略歴・当社における地位及び担当**

- 2000年3月 当社入社
- 2010年4月 営業一部長就任
- 2013年4月 営業副本部長兼営業一部長就任
- 2013年6月 取締役営業副本部長兼営業一部長就任
- 2015年4月 取締役営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長就任
- 2017年5月 取締役営業部長就任
- 2019年5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任
- 2019年6月 当社常務取締役就任
- 2021年4月 京都きもの友禅(株)代表取締役社長就任
- 2023年4月 当社専務取締役就任  
京都きもの友禅(株)代表取締役社長戦略本部長就任  
(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任 (現任)
- 2024年4月 当社常務取締役就任 (現任)  
京都きもの友禅(株)取締役営業本部長就任 (現任)

**▶ 重要な兼職の状況**

- 京都きもの友禅(株) 取締役営業本部長
- (株)京都きもの友禅友の会 代表取締役社長

**▶ 取締役候補者とした理由**

橋本和之氏は、2013年6月に当社取締役に就任して以来、当社の営業戦略の実行に成果をあげております。また営業本部の管掌のみならず、新規企画による営業活動の促進や人材開発にも取り組んでまいりました。同氏の経営戦略・営業戦略に関する豊富な経験と知識は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 現在の当社における地位 |          |
|-------|------------------------|-------------|----------|
| 1     | あり かわ つとむ<br>有 川 勉     | 監査等委員       | 社外 独立 再任 |
| 2     | つじ とも たか<br>辻 友 崇      | 監査等委員       | 社外 独立 再任 |
| 3     | ほそ かわ だい すけ<br>細 川 大 輔 | 監査等委員       | 社外 独立 再任 |

**▶ 略歴・当社における地位及び担当**

- 1981年4月 (株)東京オールスタイル入社
- 1989年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1993年8月 公認会計士登録
- 2009年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー
- 2017年11月 有川公認会計士事務所開業  
(株)スペースエージェンシー（非常勤）顧問
- 2018年6月 (株)コア社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2019年5月 (株)京都きもの友禅友の会監査役（現任）
- 2019年6月 当社社外監査役就任
- 2020年6月 同上 社外取締役（常勤監査等委員）就任（現任）
- 2021年4月 京都きもの友禅(株)監査役就任（現任）

**▶ 重要な兼職の状況**

- 公認会計士
- 京都きもの友禅(株) 監査役
- (株)京都きもの友禅友の会 監査役
- (株)コア 社外取締役（監査等委員）

**▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

有川勉氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知見並びに豊富な経験を有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス強化について高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2019年6月より1年間当社社外監査役を務めており、2020年6月より4年間当社社外取締役を務めております。

**▶ 略歴・当社における地位及び担当**

1997年10月 中央監査法人入所  
2000年4月 公認会計士登録  
2007年8月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所  
2010年10月 同上 退所  
2011年7月 常和ホールディングス(株)（現 ユニゾホールディングス(株)）入社  
2016年5月 同上 経理部長  
2019年1月 同上 退社  
2019年6月 当社社外監査役就任  
2020年6月 同上 社外取締役（監査等委員）就任（現任）  
2021年5月 (株)ギア監査役就任（現任）

**▶ 重要な兼職の状況**

公認会計士  
(株)ギア 監査役

**▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

辻友崇氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知見並びに豊富な経験を有するとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス強化について高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2019年6月より1年間当社社外監査役を務めており、2020年6月より4年間当社社外取締役を務めております。

**▶ 略歴・当社における地位及び担当**

- 2000年10月 弁護士登録  
2007年 5月 細川大輔法律事務所開設  
2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

**▶ 重要な兼職の状況**

弁護士

**▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

細川大輔氏は、弁護士としての専門的知見並びに豊富な経験を有するとともに、特に労務管理やリスクマネジメント、コンプライアンス強化について高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は2020年6月より4年間当社社外取締役を務めております。

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 有川勉、辻友崇、細川大輔の各氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社は有川勉、辻友崇、細川大輔の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

## 取締役及び監査等委員である取締役のスキル・マトリックス

| 氏名    | 役職                 | 独立性 | 主な専門性          |    |                |       |                 |                      |               |                                |
|-------|--------------------|-----|----------------|----|----------------|-------|-----------------|----------------------|---------------|--------------------------------|
|       |                    |     | 企業経営<br>(経営戦略) | 営業 | 商品・<br>マーケティング | 財務・会計 | IT・デジタル<br>DX推進 | ESG・<br>サステナ<br>ビリティ | 人事・労務<br>人材開発 | リスクマネ<br>ジメント・<br>コンプライ<br>アンス |
| 服部 雅親 | 代表取締役社長            |     | ●              | ●  | ●              |       |                 | ●                    |               | ●                              |
| 浅香 竜也 | 常務取締役              |     | ●              |    |                | ●     | ●               | ●                    | ●             | ●                              |
| 橋本 和之 | 常務取締役              |     | ●              | ●  | ●              |       | ●               |                      | ●             |                                |
| 有川 勉  | 社外取締役<br>(常勤監査等委員) | ○   |                |    |                | ●     |                 | ●                    |               | ●                              |
| 辻 友崇  | 社外取締役<br>(監査等委員)   | ○   |                |    |                | ●     |                 | ●                    |               | ●                              |
| 細川 大輔 | 社外取締役<br>(監査等委員)   | ○   |                |    |                |       |                 | ●                    | ●             | ●                              |

※本表は各取締役・各監査等委員である取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

以 上



# 第 53 期 事 業 報 告

(2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスが5類感染症に移行されたことに伴い経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復いたしました。一方で、原材料及びエネルギー価格の高騰や円安の長期化に起因する物価上昇が続いており、先行きは依然として不透明な状況で推移しております。

このような環境の中、当社グループでは、継続する損失回復のため、仕入・販売プロセスや広告・販促施策の見直しを実施し、積極的に営業活動を行ってまいりました。当社グループにおける各事業部門別の状況は次のとおりであります。

#### 〔和装店舗運営事業〕

和装店舗運営事業の受注高は前年同期比18.6%減の6,580百万円となりました。また、売上高（出荷高）については、16.8%減の6,654百万円となりました。既存顧客を対象とした「一般呉服」等については、前期に実施していた大規模店内催事の反動減が期初から継続したことに加え、新規顧客の獲得に苦戦したことにより、受注高は計画値から大きく乖離する結果となり前年同期比23.7%減となりました。〔振袖〕販売及びレンタルについては、2023年7月には新たなイメージモデルを起用し、WEB・SNSを中心とした広告施策を打ち出してまいりました。また、引き続きお客様のレンタル志向の高まりやママ振袖・姉振袖ご利用のお客様が増加傾向で推移するなか、顧客ニーズに合わせた商品、サービスプランの新設、拡充に努めてまいりましたが、集客数が伸び悩んだ結果、受注高は前年同期比3.4%減となりました。

利益面においては、昨今の物価高、人件費高騰等を背景に商品の仕入単価が上昇したことに加え、商品の評価に係る見積りを見直したことにより489百万円の評価損を計上し、原価率が大きく上昇いたしました。その結果、売上総利益率は前年同期と比べ9.6ポイント低下し52.9%となりました。販売費及び一般管理費については、継続して広告宣伝費・販売促進費を中心に経費全体を見直し、削減・効率化を図ってきたものの、前述のとおり売上高の大幅な減少に伴い、販売費及び一般管理費の対売上高比は2.3ポイント上昇いたしました。この結果、和装店舗運営事業の営業損失は518百万円（前年同期は営業利益326百万円）と

なりました。

#### 〔その他事業〕

その他事業については、写真スタジオ事業、EC事業を中心に和装店舗との連携強化、商品構成の見直し、販売単価アップの施策を進めてまいりました。写真スタジオ事業については、和装店舗からの送客数増加と、商品価格の見直しにより、売上高は前年同期比36.8%増となりました。費用面においても、特に下期以降において原価率低減等の施策を行ってまいりましたが、上期までの損失をカバーするには至りませんでした。また、EC事業については、自社公式オンラインストアへの集客により利益改善を図るべく、広告施策及びサイト運営全般の見直しを進めており、一定の効果は出始めているものの大幅な売上改善には至っておらず、売上高としては前年同期比6.0%減となりました。

その結果、その他事業全体としての売上高は前年同期比11.1%増の368百万円、営業損失は40百万円（前年同期は営業損失80百万円）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高においては前年同期比15.7%減の7,022百万円、営業損失は1,039百万円（前年同期は営業損失286百万円）、経常損失は1,055百万円（前年同期は経常損失265百万円）となりました。また、特別損失として店舗等の減損損失および和解金を224百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は1,342百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失468百万円）となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は49百万円で、その主なものは当社の店舗移転等に伴う内部造作等設備であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、新規の資金調達は行っておりません。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と総額4,700百万円の当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越にかかわる借入実行残高はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、まずはコスト構造の見直し、販売戦略等を中心に据え、業績回復に向けた施策を優先的かつ速やかに取り組んでまいります。なお、2025年3月期は抜本的な収益性確保のための再生フェーズと位置付け、継続した営業損失の計上となりますが、同下期後半から来期にかけて改善施策の効果が発現することにより、2026年3月期以降の黒字化の達成を見込んでおります。主な対処すべき課題は以下のとおりとなります。

##### ① コスト構造の見直し

###### <店舗収益性の改善>

主要事業である和装各店の収益性の低下が大きな課題となっております。よって、店舗商圏、コスト構造、店舗コンディション等を細かく確認し、店舗当たりの利益を重視した経営にシフトし店舗の収益性改善を実現いたします。なお、本課題については、2024年3月期より検討を進めており一部施策を実行しております（2024年3月期においては4店舗を閉店、1店舗の売り場面積を縮小）。

###### <全社コスト>

昨今の円安や人件費の増加等により社内経費が上昇しております。よって、不要なコストを全社的に見直し、コスト高に対するアクションプランを整理し、中長期的な利益体質への転換を図ります。

###### <その他事業の終了・縮小>

2021年3月期より新たな事業として写真スタジオ事業、EC事業、ネイルサロン事業、オンライン着付教室事業を開始いたしました。しかし、一部事業におきましては事業単体として利益が確保できず、2024年3月期はその他事業全体として営業損失40百万円という結果になりました。本結果を踏まえ、事業の選択と集中という観点から、事業の終了もしくは縮小等の方向転換を検討しており、既にオンライン着付教室事業は2023年10月末、ネイルサロン事業は2024年4月末で事業を終了いたしました。今後のその他事業に関しましては、本業とのシナジー効果がより発現される事業を中心に社内で検討しております。

###### <原価率改善>

売上規模の縮小及び物価高、人件費高騰等による仕入れコスト上昇のため、原価率が上昇傾向にあります。つきましては、仕入プロセスの見直し、仕入計画の策定、販売時のルール整備により原価率を引き下げ、粗利率の回復および営業利益の確保を図ってまいります。

##### ② 振袖広告戦略の見直し

個人情報保護法の規制及び2022年4月施行の個人情報保護法の改正により、「振袖」販売

時に広告として利用するダイレクトメール発送に要する個人情報（住所、氏名等）の入手件数が減少しております。また、印刷、郵送に掛かるコストも年々増加していることから、広告戦略の転換が急務になっております。

当社グループでは、ダイレクトメール中心のマーケティング施策からWEB、SNS中心のデジタルマーケティング戦略への移行を進めているものの、現時点では集客に大きな効果が表れておりません。そのため、社内の組織体制自体を見直し役員直轄の部署とし、組織の意思決定の迅速化を図り、従来の広告施策からの脱却と費用の在り方の改善により、集客数の強化を目指します。

### ③ 営業販売体制

<総合催事の収益性改善>

「① コスト構造の見直し」と連動し、一般呉服・宝飾販売催事のコスト構造を見直すべく、大型催事中心の催事から店舗内催事にシフトします。それにより、店舗の生産性向上、催事経費の削減が見込まれ、合わせて取扱商品の価格設定を見直し、各催事の収益性を改善いたします。

<販売コンプライアンス体制の強化>

当社グループでは内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠かつ重要課題であります。特に販売時における各消費者保護法令の遵守は消費者トラブルを防止するという観点からも最重要課題と考えております。そのため、社内における販売ガイドラインの再整備や法令に基づく販売員教育を定期的に変更し、コンプライアンス体制をより強化することで、社員及びお客様全員が安心できるお店作りを目指します。これらにより、お客様との継続した信頼関係の構築、そして長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

### ④ 人材の定着

当社の販売業務において売上確保の最も重要な要素は、お客様との継続した関係性を維持することになりますので、人材の定着が前提条件となります。よって、人事制度・教育体制・働く環境等を整備し、販売員が安心して販売業務に注力できるような店舗作りを推進してまいります。また、グループ全体としても同様に、多様な働き方を選択できる環境を整備し、社員定着率向上を図ってまいります。

## (5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、和装店舗運営事業における売上高の大幅な減少が継続した結果、当連結会計年度末において多額の損失を計上いたしました。このことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しておりますが、「(4) 対処すべき課題」に記載したとおり、2025年3月期の重点施策を中心に業績回復に努めていくとともに、資金面においても、当連結会計年度末における資金残高の状況及び中長期的な資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念点はないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                           | 期 別 | 第 50 期     | 第 51 期     | 第 52 期     | 第 53 期                |
|-----------------------------------------------|-----|------------|------------|------------|-----------------------|
|                                               |     | 2021年3月期   | 2022年3月期   | 2023年3月期   | (当連結会計年度)<br>2024年3月期 |
| 売 上 高 (千円)                                    |     | 7,668,004  | 8,484,434  | 8,329,818  | 7,022,866             |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                           |     | 98,840     | 16,765     | △265,081   | △1,055,705            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) |     | 77,480     | △185,183   | △468,978   | △1,342,791            |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)                |     | 6.50       | △15.66     | △41.46     | △119.47               |
| 総 資 産 (千円)                                    |     | 12,207,633 | 11,857,160 | 10,898,157 | 8,914,704             |
| 純 資 産 (千円)                                    |     | 5,330,536  | 4,788,007  | 4,111,265  | 2,710,390             |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)                            |     | 451.81     | 404.37     | 366.71     | 240.77                |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第53期 (当連結会計年度) の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 第51期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第51期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                          | 期 別 | 第 50 期<br>2021年3月期 | 第 51 期<br>2022年3月期 | 第 52 期<br>2023年3月期 | 第 53 期<br>(当期)<br>2024年3月期 |
|------------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売上高及び営業収益(千円)                |     | 7,718,765          | 4,130,136          | 589,200            | 563,200                    |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)            |     | 290,245            | △217,049           | 83,321             | 122,110                    |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)          |     | 93,595             | △255,916           | △447,393           | △1,342,442                 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) |     | 7.85               | △21.64             | △39.55             | △119.44                    |
| 総 資 産 (千円)                   |     | 8,381,997          | 5,814,939          | 5,123,983          | 3,640,512                  |
| 純 資 産 (千円)                   |     | 4,880,013          | 4,266,752          | 3,611,594          | 2,211,069                  |
| 1株当たり純資産(円)                  |     | 413.62             | 360.35             | 322.14             | 196.42                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 当社は、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行し、和装店舗運営事業及びその他事業を新しく設立した京都きもの友禅株式会社(2021年10月1日付で株式会社京都きもの友禅分割準備会社から商号変更)に事業承継いたしましたので、2021年10月1日からの営業収益は、主に経営指導料となります。なお、当社は同日付で京都きもの友禅株式会社から株式会社YU-WA Creation Holdingsへ商号変更しております。
5. 第51期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第51期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金       | 議決権比率  | 主要な事業内容           |
|----------------|-----------|--------|-------------------|
| 京都きもの友禅株式会社    | 10,000千円  | 100.0% | 和装店舗運営事業<br>その他事業 |
| 株式会社京都きもの友禅友の会 | 100,000千円 | 100.0% | 前払式特定取引業          |

## (8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社である京都きもの友禅株式会社及び株式会社京都きもの友禅友の会の3社により構成されており、呉服等の販売を主たる業務としております。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントは、当社の事業部門と同一の区分であります。

### (1) 和装店舗運営事業

京都きもの友禅株式会社 (連結子会社)

振袖等を中心とした呉服販売を主とし、それに関連する宝飾品等の販売及び呉服等のレンタルを行い、全国チェーン展開による小売業を営んでおります。

また、顧客に対して販売代金等の割賦販売業務を行っております。

株式会社京都きもの友禅友の会 (連結子会社)

割賦販売法に基づき会員積立業務を営む前払式特定取引業者であり、入会会員には毎月一定額を積み立てていただく「お買物カード」を発行し、積立金利用の際には積立金額にボーナス分をプラスすることによって、京都きもの友禅株式会社の販売促進の助成(呉服販売の取次ぎ一割賦販売法第2条第5項)を行っております。

### (2) その他事業

京都きもの友禅株式会社 (連結子会社)

和装店舗運営事業に付随した事業として、写真スタジオ事業、EC事業、ネイルサロン事業を行っております。

| 区 分       | 主 要 な 事 業                            |
|-----------|--------------------------------------|
| 和装店舗運営事業  | 呉服販売を主とし、それに関連する宝飾品等の販売、割賦販売業務       |
| そ の 他 事 業 | 和装店舗運営事業に付随した、写真スタジオ事業、EC事業、ネイルサロン事業 |

### (9) 主要な営業所等 (2024年3月31日現在)

- ① 当社本社 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
- ② 店 舗

| 地 方 別 | 店舗数 | 都 道 府 県 別                                 |
|-------|-----|-------------------------------------------|
| 北 海 道 | 3   | 北海道3店                                     |
| 東 北   | 3   | 宮城県1店、福島県1店、岩手県1店                         |
| 関 東   | 21  | 栃木県1店、茨城県1店、埼玉県2店、千葉県4店、東京都9店、神奈川県4店      |
| 中 部   | 10  | 新潟県1店、石川県1店、静岡県3店、愛知県2店、三重県1店、岐阜県1店、長野県1店 |
| 近 畿   | 6   | 京都府1店、大阪府4店、兵庫県1店                         |
| 中 国   | 2   | 岡山県1店、広島県1店                               |
| 四 国   | 1   | 香川県1店                                     |
| 九 州   | 3   | 福岡県2店、熊本県1店                               |
| 合 計   | 49  |                                           |

### (10) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

| 区 分    | 従業員数 | 前期末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------|---------|-------|--------|
| 男 性    | 80名  | (-) 13名 | 43.9歳 | 15.3年  |
| 女 性    | 357名 | (-) 47名 | 49.6歳 | 13.6年  |
| 合計又は平均 | 437名 | (-) 60名 | 48.6歳 | 13.9年  |

(注) 上記には定時社員33名を含んでおりません。

### (11) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

| 借入先       | 借入額         |
|-----------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,000,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 300,000千円   |



## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

|                            |         |                         |
|----------------------------|---------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数               | 普通株式    | 72,612,000株             |
| (2) 発行済株式の総数               | (内自己株式) | 12,498,200株<br>905,354株 |
| (3) 株主数                    |         | 9,866名                  |
| (注) 株主数には、単元未満株主数を含んでおります。 |         |                         |

### (4) 上位10名の株主（自己株式を除く）

| 株 主 名                               | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|----------|---------|
| トウカイトウキョウセキユリティーズアジアリミテッド           | 500,000株 | 4.3%    |
| 河 端 雄 樹                             | 460,000株 | 4.0%    |
| 河 村 英 博                             | 405,400株 | 3.5%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）             | 395,900株 | 3.4%    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 375,900株 | 3.2%    |
| 波 多 野 桂 一                           | 150,000株 | 1.3%    |
| 小 山 忠 人                             | 137,900株 | 1.2%    |
| 黒 田 輝 昭                             | 100,000株 | 0.9%    |
| 山 本 順 一                             | 100,000株 | 0.9%    |
| YU-WA Creation Holdings 従 業 員 持 株 会 | 97,081株  | 0.8%    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（905,354株）を控除して計算しております。なお、自己株式905,354株には「株式給付型E S O P」が保有する当社株式335,800株は含まれておりません。
2. 上記株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式335,800株が含まれております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式

当社は、2020年6月24日開催の第49期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

その総額は、年額15,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は、3名であります。また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

これを受け、2023年7月21日開催の取締役会決議に基づき、自己株式42,700株を処分し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式として割り当てました。なお、割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

| 役員区分                        | 株式数     | 交付対象者数 |
|-----------------------------|---------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） | 42,700株 | 4名     |

## 3. 会社の新株予約権等に関する状況

### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

| 地 位                  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                    |
|----------------------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 服 部 雅 親 | 京都きもの友禅(株)取締役会長<br>(株)京都きもの友禅友の会取締役                             |
| 専務取締役                | 橋 本 和 之 | 京都きもの友禅(株)代表取締役社長戦略本部長<br>(株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長                  |
| 常務取締役                | 日 笠 祐 二 | 京都きもの友禅(株)取締役商品本部長                                              |
| 取 締 役                | 浅 香 竜 也 | 管理本部長兼経営管理部長兼総務人事部長<br>京都きもの友禅(株)取締役<br>(株)京都きもの友禅友の会取締役        |
| 取 締 役                | 橋 本 泰   | 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員<br>鈴茂器工(株)社外取締役                              |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 有 川 勉   | 公認会計士<br>京都きもの友禅(株)監査役<br>(株)京都きもの友禅友の会監査役<br>(株)コア社外取締役（監査等委員） |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 辻 友 崇   | 公認会計士<br>(株)ギア監査役                                               |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 細 川 大 輔 | 弁護士                                                             |

- (注) 1. 取締役 橋本泰氏、有川勉氏、辻友崇氏及び細川大輔氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、有川勉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 橋本泰氏、有川勉氏、辻友崇氏及び細川大輔氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員 有川勉氏及び辻友崇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しておりますが、当事業年度末日では該当者はおりません。

6. 当該事業年度終了後に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

| 氏名    | 新                                                        | 旧                                   | 異動年月日     |
|-------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 服部 雅親 | 京都きもの友禅(株)代表取締役社長<br>戦略本部長兼商品本部長                         | 京都きもの友禅(株)取締役会長                     | 2024年4月1日 |
| 浅香 竜也 | 常務取締役管理本部長兼経営管理<br>部長兼総務人事部長<br>京都きもの友禅(株)取締役<br>新規事業本部長 | 取締役<br>京都きもの友禅(株)取締役                | 2024年4月1日 |
| 橋本 和之 | 常務取締役<br>京都きもの友禅(株)取締役<br>営業本部長                          | 専務取締役<br>京都きもの友禅(株)代表取締役社長<br>戦略本部長 | 2024年4月1日 |

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決定方針の内容は、以下のとおりです。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬（月額報酬）及び譲渡制限付株式（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）から構成される。
2. 人事部門長は、株主総会で決議がなされた取締役報酬枠の範囲内で、同業他社、当社と同規模の役位別取締役報酬額に関する情報収集を行う。当該情報に基づき、経営管理部門担当取締役と人事担当部門長は、当年度の会社業績を勘案した、次年度の取締役個別報酬に関し、総会開催予定日の60日前までに、個人別の報酬案を策定する。代表取締役社長及び経営管理部門担当取締役は、当該策定された報酬案に関して協議を行い、取締役会に諮る個別取締役報酬案を確定する。代表取締役社長は、監査等委員会に対し、取締役会に諮る前に取締役の個別報酬に関して説明を行い、監査等委員会からの意見聴取及び同意を得る。代表取締役社長は、個別役員報酬に関して、a. 固定現金報酬、b. 株式報酬それぞれの金額に関して個別に取締役会に上程し、承認を得る。
3. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、非金銭報酬等として、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、直接交付型株式報酬としての付与時から3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を付与する。
4. 取締役に対する固定報酬及び譲渡制限付株式報酬の比率は、100対15～25を目安としている。

5.業績の年度計画に対し、著しく未達が起きている状況など、著しい業績不振の場合には、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、固定報酬の自主返納を要請する、又は、取締役会の決議により減額する場合がある。

上記2.に記載のとおり、監査等委員会に諮問の上、社外取締役を含めた取締役会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年6月24日であり、決議の内容は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度年額は200,000千円（うち、社外取締役分は30,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度年額は40,000千円であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2020年6月24日開催の第49期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しており、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は2.会社の株式に関する事項(5)に記載のとおりです。

### ③ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |         |              | 対象となる<br>役員数<br>(人) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|---------|--------------|---------------------|
|                                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等       |                     |
| 取締役（監査等委員であるものを除く。）<br>（うち社外取締役） | 58,493<br>(3,510)  | 50,825<br>(3,510)  | —       | 7,667<br>(—) | 6<br>(1)            |
| 監査等委員である<br>取締役<br>（うち社外取締役）     | 11,448<br>(11,448) | 11,448<br>(11,448) | —       | —            | 3<br>(3)            |

(注) 非金銭報酬等は、上記②に記載の譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役橋本泰氏は、合同会社ブリッジパートナーズの代表社員及び鈴茂器工(株)の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）有川勉氏は、当社の子会社である京都きもの友禅(株)の監査役及び(株)京都きもの友禅友の会の監査役を兼任しております。また、(株)コアの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）辻友崇氏は、(株)ギアの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 橋本泰

当事業年度中の在任期間に開催した14回の取締役会のうち、取締役として14回全てに出席し、別途書面決議を4回行いました。投資業務を通じて培ってきた知識・経験を活かし、主にマーケティング戦略や新規事業等について積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 有川勉

当事業年度中の在任期間に開催した14回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として14回全てに出席し、別途書面決議を4回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した13回の監査等委員会全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に不正の未然防止等の観点から、コーポレートガバナンスの向上等について積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 辻友崇

当事業年度中の在任期間に開催した14回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として14回全てに出席し、別途書面決議を4回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した13回の監査等委員会全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を活かし、主に財務及び会計面において積極的な助言・提言を適宜行っております。

社外取締役（監査等委員） 細川大輔

当事業年度中の在任期間に開催した14回の取締役会のうち、取締役（監査等委員）として14回全てに出席し、別途書面決議を4回行いました。また、当事業年度中の在任期間に開催した13回の監査等委員会全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、積極的な助言・提言を適宜行っております。

#### **(4) 責任限定契約の内容の概要**

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### **(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2023年6月26日開催の第52期定時株主総会において、新たにMooreみらい監査法人が当社の監査人に選任されたことに伴い、退任しております。

### (2) 報酬等の額

|                                 | 支払額      |
|---------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額         | 31,000千円 |
| 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 31,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画や監査の実施状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前任監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、前事業年度に係る追加報酬及び引継ぎ業務に係る報酬として当事業年度に支出した額が4,410千円あります。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項と認識し、各期の業績および将来の資金需要を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当期（2024年3月期）につきましては、財務健全性の確保と今後の積極的な事業投資・再生への原資等とするため、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきました。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

## 第53期連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部                |                  |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>6,778,626</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,784,622</b> |
| 現金及び預金          | 2,477,979        | 買掛金                    | 116,556          |
| 売掛金             | 2,523,154        | 短期借入金                  | 1,300,000        |
| 商品及び製品          | 1,158,272        | リース債務                  | 24,656           |
| 原材料及び貯蔵品        | 25,510           | 未払法人税等                 | 12,768           |
| 前払費用            | 508,116          | 前受金                    | 799,831          |
| その他             | 85,592           | 預り金                    | 2,419,684        |
|                 |                  | 賞与引当金                  | 51,100           |
|                 |                  | 前受収益                   | 407,863          |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>2,136,077</b> | 契約負債                   | 226,950          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6</b>         | その他                    | 425,211          |
| 建物              | 0                | <b>固 定 負 債</b>         | <b>419,690</b>   |
| その他             | 5                | リース債務                  | 19,270           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>         | 株式給付引当金                | 1,554            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,136,071</b> | 資産除去債務                 | 398,865          |
| 差入保証金           | 1,455,250        | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,204,313</b> |
| 敷金及び保証金         | 674,537          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| その他             | 6,283            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,710,390</b> |
|                 |                  | 資本金                    | 100,000          |
|                 |                  | 資本剰余金                  | 464,292          |
|                 |                  | 利益剰余金                  | 2,877,034        |
|                 |                  | 自己株式                   | △730,935         |
|                 |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,710,390</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>8,914,704</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>8,914,704</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第53期連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                  | 金 額              |
|--------------------------------------|------------------|
| 売 上 高                                | 7,022,866        |
| 売 上 原 価                              | 3,299,463        |
| <b>売 上 総 利 益</b>                     | <b>3,723,403</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                  | 4,763,230        |
| <b>営 業 損 失</b>                       | <b>1,039,827</b> |
| 営 業 外 収 益                            |                  |
| 受 取 利 息                              | 105              |
| 補 償 金 収 入                            | 980              |
| 雑 収 入                                | 4,133            |
| <b>営 業 外 費 用</b>                     |                  |
| 支 払 利 息                              | 16,862           |
| 支 払 手 数 料                            | 2,000            |
| 雑 損 失                                | 2,234            |
| <b>経 常 損 失</b>                       | <b>1,055,705</b> |
| 特 別 利 益                              |                  |
| 固 定 資 産 売 却 益                        | 173              |
| 特 別 損 失                              |                  |
| 和 解 金                                | 65,563           |
| 減 損 損 失                              | 159,388          |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失</b>         | <b>1,280,483</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税                | 12,773           |
| 法 人 税 等 調 整 額                        | 49,535           |
| <b>当 期 純 損 失</b>                     | <b>1,342,791</b> |
| <b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失</b> | <b>1,342,791</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第53期連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |            |          |            | 純資産合計      |
|-------------------------------|---------|---------|------------|----------|------------|------------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式     | 株主資本合計     |            |
| 当 期 首 残 高                     | 100,000 | 464,292 | 4,312,264  | △765,291 | 4,111,265  | 4,111,265  |
| 当 期 変 動 額                     |         |         |            |          |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |         | △69,466    |          | △69,466    | △69,466    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失       |         |         | △1,342,791 |          | △1,342,791 | △1,342,791 |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         |         | △22,972    | 34,355   | 11,383     | 11,383     |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |         |            |          |            | —          |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | —       | —       | △1,435,230 | 34,355   | △1,400,874 | △1,400,874 |
| 当 期 末 残 高                     | 100,000 | 464,292 | 2,877,034  | △730,935 | 2,710,390  | 2,710,390  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第53期貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,364,984</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,400,442</b> |
| 現金及び預金          | 915,981          | 短期借入金           | 1,300,000        |
| 売掛金             | 575,970          | リース債務           | 8,840            |
| 前払費用            | 16,018           | 未払金             | 37,541           |
| 関係会社未収金         | 36,026           | 関係会社未払金         | 40,587           |
| 関係会社営業未収金       | 50,710           | 未払費用            | 513              |
| 関係会社短期貸付金       | 3,550,000        | 未払法人税等          | 290              |
| その他             | 7,520            | 預り金             | 1,142            |
| 貸倒引当金           | △1,787,243       | 賞与引当金           | 3,300            |
|                 |                  | その他             | 8,226            |
| <b>固定資産</b>     | <b>275,527</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>29,000</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>0</b>         | リース債務           | 3,269            |
| 建物              | 0                | 株式給付引当金         | 1,554            |
| 工具、器具及び備品       | 0                | 資産除去債務          | 24,176           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>         | <b>負債合計</b>     | <b>1,429,443</b> |
| ソフトウェア          | 0                | <b>純資産の部</b>    |                  |
| その他             | 0                | <b>株主資本</b>     | <b>2,211,069</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>275,527</b>   | 資本金             | 100,000          |
| 関係会社株式          | 236,640          | 資本剰余金           | 304,000          |
| 長期前払費用          | 5,195            | 資本準備金           | 304,000          |
| 敷金及び保証金         | 32,666           | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,538,005</b> |
| その他             | 1,025            | 利益準備金           | 275,125          |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 2,262,880        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 2,262,880        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△730,935</b>  |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,211,069</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,640,512</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,640,512</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第53期損益計算書

( 2023 年 4 月 1 日から  
2024 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額              |
|--------------|------------------|
| 営業収益         | 563,200          |
| 営業費用         | 461,215          |
| 営業利益         | <b>101,984</b>   |
| 営業外収益        |                  |
| 受取利息         | 7                |
| 関係会社受取利息     | 44,221           |
| 雑収入          | 243              |
| 営業外費用        |                  |
| 支払利息         | 15,251           |
| 支払手数料        | 2,000            |
| 支払保証料        | 5,978            |
| 雑損失          | 1,117            |
| 経常利益         | <b>122,110</b>   |
| 特別利益         |                  |
| 固定資産売却益      | 173              |
| 特別損失         |                  |
| 貸倒引当金繰入額     | 1,376,538        |
| 減損損失         | 48,320           |
| 税引前当期純損失     | <b>1,302,574</b> |
| 法人税、住民税及び事業税 | 26,658           |
| 法人税等調整額      | 13,209           |
| 当期純損失        | <b>1,342,442</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第53期株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |             |           |                     |             |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|---------------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |                     |             |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当 期 首 残 高               | 100,000 | 304,000   | 304,000     | 275,125   | 3,697,761           | 3,972,886   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |             |           |                     |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |             |           | △69,466             | △69,466     |
| 当 期 純 損 失               |         |           |             |           | △1,342,442          | △1,342,442  |
| 自己株式の処分                 |         |           |             |           | △22,972             | △22,972     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |           |             |           |                     |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | -           | -         | △1,434,881          | △1,434,881  |
| 当 期 末 残 高               | 100,000 | 304,000   | 304,000     | 275,125   | 2,262,880           | 2,538,005   |

|                         | 株 主 資 本  |            | 純資産合計      |
|-------------------------|----------|------------|------------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計     |            |
| 当 期 首 残 高               | △765,291 | 3,611,594  | 3,611,594  |
| 当 期 変 動 額               |          |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |          | △69,466    | △69,466    |
| 当 期 純 損 失               |          | △1,342,442 | △1,342,442 |
| 自己株式の処分                 | 34,355   | 11,383     | 11,383     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |          |            | -          |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 34,355   | △1,400,525 | △1,400,525 |
| 当 期 末 残 高               | △730,935 | 2,211,069  | 2,211,069  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社YU-WA Creation Holdings

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 泉 淳  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 豊 毅  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社YU-WA Creation Holdingsの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社YU-WA Creation Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。



当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社YU-WA Creation Holdings  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 泉 淳  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 豊 毅  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社YU-WA Creation Holdingsの2023年4月1日から2024年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社YU-WA Creation Holdings 監査等委員会

常勤監査等委員 有川 勉 ㊟

監査等委員 辻 友 崇 ㊟

監査等委員 細川 大 輔 ㊟

(注) 監査等委員有川勉、辻友崇及び細川大輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号  
サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」



## 交通のご案内

|                  |                  |                   |
|------------------|------------------|-------------------|
| 馬喰横山駅 (都営新宿線)・   | 人形町駅 (東京メトロ日比谷線・ | 小伝馬町駅 (東京メトロ日比谷線) |
| 馬喰町駅 (JR総武快速線)・  | 都営浅草線) より        | より                |
| 東日本橋駅 (都営浅草線) より |                  |                   |

地下道を通して  
A3出口より徒歩3分

A4出口より徒歩5分

1番出口より徒歩4分

※ 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会での株主の皆様へのお土産の用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



電子提供措置の開始日2024年6月1日

第53期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
連結注記表  
個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社YU-WA Creation Holdings

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営意思決定機関として取締役会を月1回以上開催し、各取締役より計画提案、執行報告等の業務報告を受けて、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。

法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

当社は、「企業行動憲章」、「社員行動規範」を定め、全役職員に周知徹底を図っております。また、コンプライアンス等に関する社内外を窓口とする内部通報制度を整備しており、取締役会、監査等委員会へ適切な報告がなされるための体制を整えております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における構成員の業務計画・経過報告・業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項は考慮した上で意思決定を行うこととしております。

社内外で発生する緊急事態に対しては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めるととし、損害を未然に防止し、または、最小限にとどめられるよう対処してまいります。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行については、毎月開催の取締役会にて経過報告、財務報告等を行い、業務執行の状況を把握できる体制を構築し、子会社に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員の協議により決定することとしております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とすることとしております。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等の監査等委員会への報告体制及びその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。  
監査等委員は、監査等委員会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。  
また、監査等委員会は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図っております。
- ⑨ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用を請求してきたときは、担当部門で審議のうえ、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用を当社が負担します。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定めており、代表取締役は、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。

## (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

### ② リスク管理に関する取り組み

法的規制等のリスクについては、総務人事部が主体となって管理しており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。

損失の危機の管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの審議を行っております。

### ③ 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門及び子会社への内部監査を実施いたしました。

### ④ 監査等委員会への情報提供への取り組み

当社の内部監査部門の担当者は、毎月開催されている監査等委員会に出席し、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、日次監査事項での問題点、及び臨店状況等を報告しております。

また、当社では代表取締役と監査等委員との情報共有、意見交換を目的とした会議を定期的開催しております。

## 連結注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入株式等以外のも 法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

の

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

##### ② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商 品…主として個別法（ただし、一部の裏地等については移動平均法（月別））

貯蔵品、原材料…最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属（リース資産を除く） 設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

② 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法

③ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金…株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、和装店舗運営事業を中心として、その他事業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(和装店舗運営事業)

和装店舗運営事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般、宝飾、その他家庭用品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、委託販売取引に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、着物購入時に割賦購入された顧客からの受取利息については、契約に定める料率に基づき、割賦契約の期間に応じて収益を認識しております。

和装店舗運営事業においては、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に「成人式当日の着付ヘアメイク特典」「前撮り写真撮影特典」「袴無料レンタル」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、特典利用まで収益を繰り延べる方法で計上しております。

着物販売時に、表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に「5年間クリーニング無料特典」を付与しており、この特典を別個の履行義務として識別し、算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、5年間の期間で収益を繰り延べる方法で計上しております。

(その他事業)

その他事業の写真スタジオ事業においては、成人式を主とした記念日の写真撮影及び撮影物(アルバム、データ等)商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

その他事業のEC事業においては、振袖、訪問着他、和装小物全般の商品の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

その他事業のネイルサロン事業においては、ネイルの美容施術の役務提供を行っており、これらの役務提供を行った時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その結果、減損損失159,388千円を計上し、有形固定資産の残高は6千円、無形固定資産の残高は0千円となりました。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社の連結子会社である京都きもの友禅株式会社では、和装店舗運営事業・写真スタジオ事業・ネイルサロン事業について、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。本社設備等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

減損の兆候の判定は、営業活動から生ずる損益の状況と翌期以降の当社グループ及び店舗別等の事業計画を考慮して、減損の兆候の有無を判断しております。割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基に、足元の受注状況を考慮して見積りを行っております。

## ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各店舗の受注高の見積りであり  
ます。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

受注高について見積りにおける仮定よりも実績が大きく下回った場合には、新たに減損の兆候  
に該当する資産グループが生じることがあり、また、割引前営業キャッシュ・フローが資産グル  
ープの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能  
性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

当社グループは、グループ通算制度を適用しており、グループ通算制度適用会社ごとに、「繰  
延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）等に準拠して、将  
来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性  
を判断しております。

なお、当期において、当社グループは、繰延税金資産については全額回収可能性がないと判断  
し、評価性引当額を控除したため計上しておりません。

## ②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定  
は、和装店舗運営事業の受注高の見積りであります。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提と  
なった和装店舗運営事業の受注高の実績が、見積に対して大きく変動した場合には、翌連結会計  
年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能



性があります。

(会計上の見積りの変更)

(棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げにおける見積りの変更)

連結子会社である京都きもの友禅株式会社は、棚卸資産の評価について、需要環境の変化等を背景とした棚卸資産の滞留状況、販売実績等に鑑み、当連結会計年度において、棚卸資産の収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させるよう、滞留期間等の見直しを行いました。

この見積りの変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の売上原価が486,303千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

(追加情報)

(従業員向け株式給付信託)

当社は、幹部社員のインセンティブ・プランの一環として、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への貢献意識や士気をこれまで以上に高めることを目的として、「株式給付型E S O P」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」という。)に基づき、一定の要件を満たした幹部社員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、幹部社員に対し、株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、要件によらず、特別にポイントを付与することがあります。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、74,547千円、335,800株であります。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称 京都きもの友禅株式会社  
株式会社京都きもの友禅友の会

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用した非連結子会社の状況  
該当事項はありません。
- ②持分法を適用していない非連結子会社の状況  
該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 309,476千円
- (2) 担保資産
- ①担保に供している資産
- 商品及び製品 1,015,682千円
- ②担保に係る債務
- 短期借入金 1,300,000千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,498,200株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|-------------|
| 2023年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 34,687         | 3                | 2023年3月31日 | 2023年6月27日  |
| 2023年11月10日<br>取締役会  | 普通株式  | 34,778         | 3                | 2023年9月30日 | 2023年11月30日 |

- (注) 1. 2023年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式に対する配当金1,053千円が含まれております。
2. 2023年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付型E S O P」が保有する当社株式に対する配当金1,007千円が含まれております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金を用いており、また、資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、信販会社によるショッピングクレジットを利用することにより、信用リスクの低減を図っております。

差入保証金は、(株)京都きもの友禅友の会において割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であり、信用リスクに晒されておりません。

敷金及び保証金は、賃貸借店舗の差入敷金であり、移転・退店時の敷金回収については貸主の信用リスクに晒されていますが、貸主毎の格付信用情報等を適時確認することにより信用リスクを把握することとしております。

営業債務である買掛金は、全て1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金の使途は、主に運転資金であり、返済期日は3か月から1年後となっております。

リース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で5年であります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は0千円であります。また、「現金及び預金」「買掛金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

|             | 連結貸借対照表<br>計上額（※） | 時価（※）     | 差額       |
|-------------|-------------------|-----------|----------|
| (1) 売掛金     | 2,523,154         |           |          |
| 前受収益        | (407,863)         |           |          |
| 差引          | 2,115,291         | 1,884,414 | △230,877 |
| (2) 差入保証金   | 1,455,250         | 1,446,466 | △8,783   |
| (3) 敷金及び保証金 | 674,537           | 665,699   | △8,838   |
| (4) リース債務   | (43,926)          | (43,339)  | 587      |

（※）負債に計上されているものは（ ）で示しています。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 売掛金

割賦販売斡旋業務に係る売掛金は、決済までの期間、及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。それ以外は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 差入保証金

㈱京都さきの友禅友の会において、割賦販売法に基づき法務局へ供託している供託金であります。会員預り金の標準利用期間、及びリスクフリーレートにより割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(3) 敷金及び保証金

預託先毎に返還までの期間、及び格付会社の信用格付等に基づく信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリースを締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|     | 1年以内    | 1年超5年以内   | 5年超10年以内 |
|-----|---------|-----------|----------|
| 売掛金 | 957,098 | 1,565,838 | 217      |
| 合計  | 957,098 | 1,565,838 | 217      |

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超5年以内 |
|-------|--------|---------|
| リース債務 | 24,656 | 19,270  |
| 合計    | 24,656 | 19,270  |

## 6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

|               | 報告セグメント      |         |           | その他 | 合計        |
|---------------|--------------|---------|-----------|-----|-----------|
|               | 和装店舗<br>運営事業 | その他事業   | 計         |     |           |
| 和装売上高         | 6,352,141    | —       | 6,352,141 | —   | 6,352,141 |
| 金融売上高         | 62,540       | —       | 62,540    | —   | 62,540    |
| 写真売上高         | —            | 237,988 | 237,988   | —   | 237,988   |
| その他           | —            | 130,868 | 130,868   | —   | 130,868   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,414,682    | 368,857 | 6,783,539 | —   | 6,783,539 |
| その他の収益        | 239,326      | —       | 239,326   | —   | 239,326   |
| 外部顧客への売上高     | 6,654,009    | 368,857 | 7,022,866 | —   | 7,022,866 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

|            | 当連結会計年度 |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 250,541 |
| 契約負債（期末残高） | 226,950 |

契約負債は、主に、振袖の販売もしくはレンタルした顧客に付与している「成人式当日の着付ヘアメイク特典」、着物販売時に表面撥水加工の「ソフトガード加工」を購入した顧客に付与している「5年間クリーニング無料特典」に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、144,373千円であります。

前受金残高のうち482,721千円は、当社グループが顧客から受け取った商品代金のうち、期末時点において未出荷にかかる残高であり、商品の出荷時に収益が計上されるとともに、一部が契約負債として残存履行義務に配分されます。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内    | 136,980 |
| 1年超2年以内 | 50,973  |
| 2年超3年以内 | 25,765  |
| 3年超     | 13,230  |
| 合計      | 226,950 |

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 240円77銭  
 (2) 1株当たり当期純損失 119円47銭

(注) 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度335,800株)。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度339,823株)。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式…移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法株式等以外のもにより処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
の  
市場価格のない…移動平均法による原価法  
株式等

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属（リース資産を除く）設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）
- ② 無形固定資産…自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（リース資産を除く）（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

賞与引当金…従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金…株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (4) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。



(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社は、事業を行っているグループ各社に対して経営指導・管理業務等を行っております。顧客であるグループ各社に対して一定期間、適時に経営指導・管理業務等を行う履行義務を負っており、当該一定期間が経過するにつれて履行義務が充足されるものと判断しており、一定期間にわたり経営管理料として収益を計上しております。

取引の対価は、収益を計上した翌月に受領しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価及び関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|           | 当事業年度     |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式    | 236,640   |
| 関係会社短期貸付金 | 3,550,000 |
| 貸倒引当金     | 1,787,243 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行っております。また、債務超過の関係会社については、投融資先の財政状態及び経営成績を考慮して純資産の回復可能性が合理的に見込めない場合には、該当関係会社に対する債権について貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては京都きもの友禅株式会社が債務超過であるため、当該関係会社に対する関係会社短期貸付金3,550,000千円に対し、貸倒引当金1,787,243千円を計上しております。

②主要な仮定

関係会社の純資産の回復可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債務超過の程度、翌事業年度の予算などを考慮しております。翌事業年度の予算における主要な仮定は受注高の見積りであります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の業績が想定を超えて回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

(従業員向け株式給付信託)

連結注記表「1. 重要な会計方針に係る事項」(追加情報)(従業員向け株式給付信託)に記載のとおりです。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 223,783千円   |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |
| 関係会社に対する短期金銭債権         | 3,636,736千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務         | 40,587千円    |

## 3. 損益計算書に関する注記

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | 営業取引による取引高 |           |
|           | 営業収益       | 563,200千円 |
|           | 営業費用       | 92,706千円  |
|           | 営業取引以外の取引高 | 50,199千円  |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式 1,241,154株

(注) 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式335,800株を含めております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

#### 繰延税金資産

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 税務上の繰越欠損金             | 1,063,338千円  |
| 賞与引当金                 | 1,141千円      |
| 減損損失                  | 13,418千円     |
| 資産除去債務                | 8,362千円      |
| 会社分割による関係会社株式調整額      | 280,627千円    |
| 関係会社株式                | 37,822千円     |
| 貸倒引当金                 | 618,207千円    |
| その他                   | 23,271千円     |
| 繰延税金資産小計              | 2,046,191千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △1,063,338千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △982,852千円   |
| 評価性引当額小計              | △2,046,191千円 |
| 繰延税金資産合計              | －千円          |
| 繰延税金資産の純額             | －千円          |

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                                 | 取引の内容                            | 取引金額      | 科目             | 期末残高      |
|-----|--------------------|---------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|-----------|----------------|-----------|
| 子会社 | 京都きもの友禪株式会社        | 所有<br>直接100%        | 経営管理<br>資金の援助<br>役員の兼任<br>債務被保証<br>従業員の出向 | 経営指導料<br>(注) 2                   | 536,400   | 関係会社営業<br>未収入金 | 49,170    |
|     |                    |                     |                                           | 当社銀行借入<br>に対する債務<br>被保証<br>(注) 3 | 1,300,000 | —              | —         |
|     |                    |                     |                                           | 資金の貸付<br>(注) 4、5                 | 1,100,000 | 関係会社<br>短期貸付金  | 3,550,000 |
|     |                    |                     |                                           | 受取利息<br>(注) 4                    | 44,221    | 関係会社<br>未収入金   | 4,458     |
|     |                    |                     |                                           | 出向者給与<br>(注) 6                   | 92,706    | 関係会社<br>未払金    | 8,895     |
|     | 株式会社<br>京都きもの友禪友の会 | 所有<br>直接100%        | 経営管理<br>役員の兼任<br>債務被保証                    | 経営指導料<br>(注) 2                   | 16,800    | 関係会社営業<br>未収入金 | 1,540     |
|     |                    |                     |                                           | 当社銀行借入<br>に対する債務<br>被保証<br>(注) 3 | 1,300,000 | —              | —         |
|     |                    |                     |                                           | 保証料の支払<br>(注) 3                  | 5,978     | —              | —         |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社の運営に必要とする経費を基に合理的に価格を決定しております。
  3. 借入保証については、銀行借入に対して京都きもの友禪株式会社及び株式会社京都きもの友禪友の会より債務保証を受けております。なお、債務保証の料率については、市場保証料率を勘案して合理的に決定しております。
  4. 借入の担保については、当社から京都きもの友禪株式会社への資金貸付のための金融機関からの借入に対して、京都きもの友禪株式会社の商品 (1,015,682千円) を金融機関へ担保提供しております。貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  5. 京都きもの友禪株式会社に対する貸付については、1,787,243千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,376,538千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
  6. 出向者給与については、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 196円42銭

(2) 1株当たり当期純損失 119円44銭

(注) 「株式給付型E S O P」制度において信託口が保有する当社の普通株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当期335,800株)。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当期339,823株)。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。